

東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

(目的)

第1 東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、東三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の行う協議・活動)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体、市町村、国及び県の関係機関で組織する。

(運営)

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

2 座長は、学識経験者をもって充てる。

3 協議会は、座長が招集する。

4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。

5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

(行動計画フォローアップチーム)

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。

3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長をもって充てる。

4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

(外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

別表 1

東三河地域水循環再生地域協議会

区分	所属	役職等
座長	豊橋技術科学大学	教授 井上隆信
事業者・県民・民間団体	新城森林組合	組合長
	豊橋農業協同組合	組合長
	愛知東農業協同組合	組合長
	蒲郡漁業協同組合	組合長
	豊川上漁業協同組合	組合長
	豊橋商工会議所	専務理事
	豊川商工会議所	専務理事
	豊川総合用水土地改良区	理事長
	穂の国森づくりの会	事務局長
	朝倉川育水フォーラム	理事長
市町村	豊橋市	市長
	豊川市	市長
	蒲郡市	市長
	新城市	市長
	田原市	市長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
国	中部地方環境事務所	環境対策課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	事業部長
県	東三河総局	総局長
	東三河総局新城設楽振興事務所	所長
	新城設楽農林水産事務所	所長
	東三河農林水産事務所	所長
	新城設楽建設事務所	所長
	東三河建設事務所	所長
	三河港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長

別表2 東三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム

区分	所属	役職等
事業者・県民・民間団体	新城森林組合	参事
	愛知東農業協同組合	企画課長
	蒲郡漁業協同組合	参事
	豊橋商工会議所	事務局次長
	豊川総合用水土地改良区	事務局長
	穂の国森づくりの会	事務局長
	朝倉川育水フォーラム	事務局
市町村	豊橋市	関係課長
	新城市	関係課長
	田原市	関係課長
国	中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課長
	中部地方整備局三河港湾事務所	企画調整課長
県	東三河総局	環境保全課長
	東三河総局新城設楽振興事務所	環境保全課長
	新城設楽農林水産事務所	農政課長
	東三河農林水産事務所	農政課長
	新城設楽建設事務所	河川整備課長
	東三河建設事務所	河川港湾整備課長
	三河港務所	建設課長
	建設部	河川課長
	環境部	水地盤環境課長